

自律型致死性兵器システム (LAWS) を巡る最近の動向

広島市立大学 広島平和研究所 准教授 福井 康人

1. はじめに

自律型致死性兵器システム (LAWS, Lethal Autonomous Weapons Systems) を巡っては、SF映画「ターミネーター」に代表されるロボット兵器のイメージの影響もある一方で、アルファ碁のような近年の目覚ましい人口知能 (AI, Artificial Intelligence) 開発の進捗状況もあり、今日においてメディアにより頻繁に取り上げられるテーマの一つとなっている。もちろん、こうしたメディア・カバレッジの背景には殺人口ロボット・キャンペーンに代表されるように、LAWSを人間に対する脅威となるとして熱心に取り上げる国際市民団体の存在は無視できない。更に、LAWSへの特に欧米でのアカデミアの関心も高く、国際法の分野でも武力紛争法を中心に様々な論考が発表されているのみならず¹、これまでのLAWS関連会合にも多数の大学や研究機関からも出席を得ている。

LAWSについては2014年から3年間に亘りジュネーブ国連本部において非公式専門家会合が開催され、その結果を踏まえて2017年11月には締約国会議の正式な補助機関として第1回政府専門家会合も開

催された²。本稿ではこれまでのLAWSを巡る議論でも論点となった定義問題、人とマシンの相互関係及び新たな兵器の合法性審査制度に焦点を当てて、筆者も出席した2017年11月に開催された政府専門家会合も踏まえて、同会合に提出された作業文書にも触れつつLAWSを巡る全体像を明らかにすることを試みる。

LAWSについては特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)³の枠組みでその規制のあり方が議論されてきたが、本論に入る前にCCWの枠組みで議論されることは如何なる含意を有するかについて述べる。CCWは典型的な「枠組み条約」の立法技術によりこれまでもその適用範囲を拡大して来た。即ち、本体条約の規定に従い、新たな軍事技術が出現して新たな兵器が開発され、当該兵器が使用禁止又は使用制限されるべきであるとして交渉が行われた結果としてその附属議定書が作成される。当初は本体条約に加えて3つの附属議定書が作成され⁴、更にその後の技術の発展に伴い、失明をもたらすレーザー兵器及び爆発性の戦争性残存物について附属議定書が作成された⁵。科学技術の発達は日進月歩であり、第二次世界大戦以降に限定しても様々な軍事技術が出現し、それに伴い新たな兵器も開発されて

¹ Thomas Burri, "International Law and Artificial Intelligence", 27 October 2017, available on SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3060191>.

例えば、同論考は最近のLAWSを含めたAIの動向を踏まえて論じたもので、国際法協会ドイツ支部の刊行するGerman Yearbook of International Lawに掲載。

² CWC Doc. CCW/GGE.1/2017/3, 20 November 2017, pp.1-13.

今回の政府専門家会合では技術、軍事的影響、法的・倫理、横断的問題の4つのパネルが設けられ、そこでの議論を基に各国政府代表、市民社会代表が意見表明を行った。

³ CCW (and Protocols) (as amended on 21 December 2001), 1342 UNTS 137 (entered into force on 2 December 1983)

⁴ 検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書 (議定書I, 1983年に発効)、(2) 地雷、ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書 (議定書II, 1983年発効。但し、1996年に改正されて改正議定書IIが1998年に発効) 及び焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書 (議定書III, 1983年発効) が最初に作成された。

⁵ その後、失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 (議定書IV, 1998年に発効) 及び爆発性戦争残存物 (ERW) に関する議定書 (議定書V, 2006年発効。なお、我が国は未締結である。)

いるが、枠組み条約方式はこのような新たな兵器に対する規制にも柔軟な対応が可能な有益な立法技術である。CCWは1980年代初頭に作成された条約ではあるものの、過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼす可能性がある通常兵器が出現すると条約交渉が行われ、CCWの枠組みにより附属議定書が作成されることにより、こうした兵器の使用禁止又は規制を着実に実現させている⁶。

このようにCCWの枠組みで条約が作成される過程において無視することが出来ない要素がCCW会議におけるコンセンサス方式による意思決定である。例えば、今回の第1回政府専門家会合においても、会期冒頭にCCW第5回運用検討会議の際に採択された手続規則（CCW/CONF.V/4）が準用されることが明示的に確認されている⁷。即ち、同手続規則の規則24は「会議はこの条約第8条に従い作業を行い且つ意思決定を行う。」としており、例えば条約の改正については、CCW第8条1条（b）が「（前略）改正は、この条約及びこの条約の附属議定書の場合と同様の方式により採択され、効力を生じる。」と規定していることから、CCWが1980年10月の外交会議においてコンセンサスで採択された事実と併せて読むとコンセンサスにより意思決定が条件付けられていることになる⁸。

このようにCCWの下では表決による決定が許容されないため、CCWでの意思決定は軍縮会議でのコンセンサス方式による意思決定と同様にハードルが高く、実際にクラスター弾の規制を目的とした第VI議定書交渉では、コンセンサスによる合意が出来なかったために条約交渉は頓挫した。LAWS問題を含めてCCWの枠組みでの交渉はこのような制約が常に働くことを理解した上で交渉に臨む必要があ

り、毎年開催される締約国会議のみならず、これまで開催されたLAWSについての非公式専門家会合や政府専門家会合においても、コンセンサスで合意された結果が締約国会議に報告されて、承認され正式に決定が行われることとなる⁹。

2. LAWSの定義問題

LAWSの定義問題は現時点では実在しない兵器システムを巡る定義の困難さもあり、国際的に合意された定義は、3年間の非公式専門家会合のみならず、第1回政府専門家会合においても出来なかった。第3回LAWS非公式専門家会合では、多くの軍縮条約交渉において定義問題が解決するのは交渉終盤であるとする意見のみならず、核兵器不拡散条約（NPT）が核兵器の定義を具備していなくても条約として十分に機能している事例もあるとの指摘もなされていた。いずれにせよ、先ずは作業上の定義の合意を目指して議論が継続されることとなり、この方針は政府専門家会合においても維持されているが、これまでに提案されている定義事例の代表的なものを挙げると、以下のとおりである。

良く知られている米国の定義は、「一度作動させると、人間のオペレーターが更なる介入をせずとも標的を選択・攻撃する（once activated, can select and engage targets without further intervention by a human operator）兵器システム」とするものである。「人間が兵器システムの作動を補正することが可能なように設計された、人間が監視する自律型兵器を含むものの、更に人間がインプットした後に標的を選別・攻撃することが可能であるもの。」とも説明されており¹⁰、今般新たに政府専門家会合

⁶ Yves Sandoz, Convention of 10 October 1980 on prohibitions or restrictions on the use of certain conventional weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects (Convention on certain conventional weapons), United Nations Audiovisual Library of International Law, available at http://legal.un.org/avl/pdf/ha/cprccc/cprccc_e.pdf.

⁷ CCW Doc. CCW/CONF.V/4, 28 October 2016, pp.1-11.

⁸ これは追加の議定書の採択も同様であり、CCW第8条2（b）は「（前略）追加の議定書は、この条約の採択と同様の方式により採択され、この条約の附属議定書となる。」と規定されており、コンセンサス方式による意思決定方式しか認められていない。

⁹ CCW Doc. CCW/CONF.V/2016/2, pp.14-15.

第3回LAWS非公式専門家会合報告書の勧告で特定された更なる今後の検討課題項目としては、①適用可能な時の国際人権法の遵守、②法的及び政治的責任並びにアカウントビリティ、③倫理的及び道義的責任、④地域及び世界的な安全保障及び安定への影響、⑤武力紛争の閾値、⑥軍備競争の危険、⑦軍事的価値及びリスク、⑧非国家主体による及び非国家主体への拡散リスク、⑨LAWSとの関連でのサイバー・オペレーションの危険性があげられる。

¹⁰ US Department of Defense, The DIRECTIVE 3000.09 -Glossary, 2012, p.13.

に提出された米国の作業文書においても、この国防省指令3000.09をベースとした新たな兵器の合法性審査等に係る議論が展開されている¹¹。

他方、スイスがコンプライアンス・ベース・アプローチに基づくとして提案している定義は、「特に標的選定 (targeting) サイクルにおいて武力を行使する人間の部分的又は完全な代理となることにより、国際人道法により規律された任務を遂行する能力を有する兵器システム」としており、同国が重要視する国際人道法を遵守すべしとする条件を予めLAWSの構成要素に取り込んだ定義を提唱している¹²。ちなみに、スイスは第1回政府専門家会合においてその背景思想にあるコンプライアンス・ベース・アプローチについての議論を深化させるため作業文書を提出している¹³。同文書では現時点で厳密な定義を目指すのは時期尚早であるとして実質事項、更にはとりあえずの作業上の定義を目指した共通理解の形成が必要であるとしつつも、今後検討が進むにつれてこうした作業上の定義がLAWSに特有の目的に合致したものとなることが期待されるとしている¹⁴。

なお、ベルギーは今回の政府専門家会合では、特定の定義の提案を行わなかったが、特に法的観点からLAWSが武力紛争法、更には必要に応じて文民保護を含めた国際人道法を遵守する必要があるとする法的な枠組みに加えて、運用上の枠組み、技術的な枠組みの要件のみならず、自律性の概念、殺傷性の帰結を伴う意図性、統制及び予見が困難な点についての構成要素を具体化すべしとする提案を行っている¹⁵。

また、赤十字国際委員会 (ICRC) は「独立して標的を選別して攻撃する兵器であり、即ち、標的を補足し、追跡し、選別し及び攻撃する重要な機能 (critical functions) において自律性を伴うもの」とする定義を提案しており、兵器としての重要な機能

に焦点を当てた定義であることが特徴的である。同定義はICRCが開催した2014年リトリート専門家会合の結果を踏まえての提案であり、更に、第3回非公式専門家会合では、標的選別及び攻撃の重要な機能に自律性を有する包括的用語 (umbrella term) であるとした上で、同兵器システムは人間が介在することなく標的選別 (搜索・検知、特定、追跡及び選別) 及び攻撃 (実力行使、無力化、損傷及び破壊) を遂行するものと微修正した定義を提案しており¹⁶、ICRC内でもより精緻な定義を目指して引き続き検討が継続されている模様である。

また、人権系市民団体のみならず、シンクタンクも議論に参加している中で、代表的な定義の事例として広く知られているものは、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) が殺人口ロボット・キャンペーンの展開される過程で提唱した、情報工学等で使用される制御構造 (loop) の概念に着目しての定義である。即ち、LAWSの振る舞いを決める制御ループに人が介在するか否かにより3種類の形態を想定し、①自律型 (人が介在しない human out of loop)、②監視自律型 (人は介在しないが監視 human on the loop) 及び③半自動 (人が介在 human in the loop) のうち①及び②がLAWSに該当するとして定義するものである¹⁷。これらの定義例については、「独自に標的選択して攻撃する能力」を具備することについては殆どの定義例においても概ね共通理解が形成されているとして、標的選択・攻撃については重要な機能 (critical function) が定義問題との関連では不可欠な要素と見做して重視する見解もみられる¹⁸。

もっとも、これまでの3回に亘る非公式専門家会合のみならず、今回の政府専門家会合においてもこれらの定義の提案を巡って度重なる議論が行われているにもかかわらず、見解の収斂が見られるに至っていない。このためLAWSの定義問題は解決が容易

¹¹ CCW Doc. CCW/GGE.1/2017/WP.6, 10 November 2017, pp.1-5.

¹² CCW Doc. Informal Working Paper submitted by Switzerland, 'Towards a compliance based approach to LAWS,' pp.1-7.

¹³ CCW Doc. CCW/GGE.1/2017/WP.9, 10 November 2017, pp.1-8.

¹⁴ Ibid, pp.6-7.

¹⁵ CCW Doc. CCW/GGE.1/2017/WP.3, 7 November 2017, pp.1-3.

¹⁶ ICRC, Statement: Views of International Committee Red Cross (ICRC) on the Autonomous Weapons systems, 2016, pp.1-6.

¹⁷ Human Rights Watch, Losing humanity. The case against Killer Robots, 2012, p.2.

¹⁸ Reaching Critical Will, Vol.3, No.4, 12 April 2016, p.4.

第3回LAWS非公式専門家会合でのICRC法務担当の発言による。

でないとの実情には各国から理解が示されており、次善の策として当分の間は作業上の定義について合意を目指すことで、合意されているのが現状である。もっとも、作業上の定義に合意して議論を進める手法には先例がない訳でもなく、例えば大量破壊兵器の不拡散措置である拡散金融（proliferation financing）については、これまでOECD金融作業部会（FATF）タイポロジー作業部会において累次検討された結果、厳密な定義に合意することが困難なことから、作業上の定義にとりあえず合意した上で現在も具体的措置の検討が行われている¹⁹。

3. 自律性の概念

このように定義問題で合意に困難を極めている背景要因の一つが、LAWSを巡る自律性の概念である。第3回非公式専門家会合の段階では、自律性についてはこれまでの議論を踏まえて民生・軍事分野での利用状況の把握、海戦・空中戦・陸戦でのLAWS使用を想定した事例研究（標準操作手順（SOP）及び人・兵器間の相互作用を含む）、透明性措置が検討すべき事項としてあげられている。例えば、カナダが提出した検討のための文書では、自律性については、LAWSに付与される任務が運用される環境、LAWSの機械システムの要求を与えられたロボットの能力の客観的な評価に依存するものとした上で、民生・軍事利用されているロボットを事例として自律性の分析を試みている²⁰。

その結果、民生用システムにおける自律性には、GPSによる正確な位置情報及び時間情報に基づいて行動する移動体の事例が多いものの、GPS情報だけでは残念ながら不十分であるため方位計、気圧計、

高度計、加速度計、レーダー等も利用して三次元での位置情報の補正を行う必要があり、信頼性のある自律性を確保するためにはこのような外部センサー及び正確な地図情報の利用が不可欠であるとする。また、軍事的利用の面では遠隔操作される無人機、海中を自律的に航行する潜水艦のように、今日でも高度な自律性を有する兵器の事例は見られるものの、これらの兵器は空中、海中といった安定した均一な環境において稼働することが出来るので、地図情報もない過酷な状況において同レベルの高度な自律性は期待出来ないとする見方が第3回非公式専門家会合では紹介されていた²¹。

その他にも、スウェーデンのSIPRI所属専門家は軍用ロボット兵器を念頭において、現段階では殆どの兵器が何らかの形で人が介在する必要があるとする現状について指摘した上で、自律性が確保されるためには、兵器の自己移動性、複数のエージェントの共同作業、状況認識の3つの課題が克服されることが必要であるとしていた²²。もっとも、今回の政府専門家会合に併せてSIPRIが発表した政策ペーパーには、自律型兵器に特化させず一般的に兵器システムにおける自律性について議論すべきであり、「完全な」自律性ではなく、かかる自律性が人の統制にどのように関与するか観点にシフトして議論すべきであるとしており²³、こうした見解は自律性を巡る議論の行き詰まりを回避するための視点から有益であると思われる。

このように、これまで非公式専門家会合等で表明された見解からも完全な自律性を有するロボット兵器の開発が容易ではないことが窺われた。そのような中でイスラエル、日本、ロシア、スペイン及び英国はLAWSが遠い未来の可能性の問題であるとし

¹⁹ FATF. Doc. Combating Proliferation Financing : A Status Report on Policy Development and Consultation - February 2010, p. 11, para. 28.

拡散金融（proliferation financing）については、これまでFATFタイポロジー作業部会において累次検討された結果、実務上の要請から「核兵器、化学兵器及び生物兵器、並びに運搬手段及び関連物資（技術及び不法な目的のために使用される汎用品を含む）を製造、取得、所持、開発、輸出、積替え、仲介、輸送、移譲、貯蔵又は使用するため、その全部又は一部の、資金又は金融サービスを提供する行為であり、国内法違反又は国際的義務が適用できるところで違反しているもの」と作業上の定義を定めた上で、具体的措置の検討が行われている。なお、拡散金融の詳細については、拙稿「大量破壊兵器の不拡散措置-FATF勧告による「拡散金融」対策を事例として-」軍縮研究第5号（2014年）45-57頁参照。

²⁰ Canadian food for thought paper: Mapping Autonomy, 2016, pp.1-4.

²¹ Ibid.

²² Vincent Boulanin, Mapping autonomy: current development in the military sphere, SIPRI, 2016, pp.1-3.

²³ Vincent Boulanin and Maaike Verbruggen, Mapping the Development of Autonomy in Weapon Systems, SIPRI, 2017, pp.1-7.

て、完全な自律性を有するLAWSが近未来に開発されることがないとしたのみならず、人間の意思の介在しない自律性を有するLAWSを開発する意図がないことを明らかにした²⁴。これはLAWSの規制に積極的な国際市民団体が強く懸念しているロボットが人の生命を奪う可能性を払拭するのみならず、これまで武力紛争法が適用される際の前提であった「兵器を使用する人」と「人に使用される兵器」といった伝統的な構図が維持されることになりうるものであり、既存の武力紛争法を適用する上で困難を生じる可能性が小さくなるとの利点がある。

4. 人とマシンの関係

更にLAWS問題を検討する上で、先述の自律性とも密接に関連するのが人とマシンの関係を説明する「人による有意の制御 (meaningful human control)」である。人による有意の制御は、特にLAWSの法的定義を検討する上で不可欠な要素であることから、これまでの3回に亘る非公式専門家会合を経て、何らかの人による制御が必要であることについては概ね共通理解が形成されている。しかしながら、何をもちて人による制御を「有意 (meaningful)」とするか、更には制御そのものの厳密な様態についても明確になっていない。人による有意の制御の概念は、当初は人の判断を経ずしてロボット兵器による殺傷行為が許容されるとするのは倫理上問題であるとの問題意識から提唱された概念であるものの²⁵、その指し示す意味について一般的な合意が形成されるに至っていない。

その具体的な内容については、例えば、人 (human operator) が兵器使用の決定につき知らされた上で意識して決定を行い (informed, conscious decision)、行動の合法性を確保するのに十分な情報を有し、使用される兵器への実効的な (effective) 制御の必要性が提唱されたりすると

も、人による有意の制御は説明責任、道義的責任及び管理可能性に関連すると位置づける見解²⁶等これまでも様々な提案が行われているにもかかわらず、見解の相違が収斂していない論点の一つである。

ここで関連し得る他の分野の事例を見ると、旧ソ連邦が崩壊する過程で核不拡散のために作成されたミンスク協定では、管理 (control) が核兵器の使用を決定できる法的権利であるとする事例がある²⁷。ここでいう兵器の使用を決定できる法的権利が管理 (control) であるとする捉え方は、実際に核兵器が置かれている場所から離れて階層化された指揮命令系統の下に管理されており、LAWSにおける人による有意の制御の議論の参考になるものと思われる。

更に他の事例は宇宙法における管理の事例である。例えば、宇宙条約第8条は「宇宙空間に発射された物体が登録されている条約の当事国は、その物体及びその乗客に対し、それらが宇宙空間又は天体上にある間、管轄権及び管理 (control) の権限を保持する。」と規定しており、人工衛星等が打ち上げ国とは完全に切り離されて電波による交信さえできず、一時的であってもその物体が自律的に稼働せざるを得ない状況は発生し得るものである。もっとも、LAWSの場合も制御する人と完全に切り離された類似の状況が発生するとされるものの、LAWSに類推適用を試みる場合には単なる発射された物体としての稼働のみならず、ICRCが指摘しているように標的選択・攻撃と言った重要な機能 (critical function) への考慮も併せ必要とされることになる。

特に、この有意の概念との関連では、人による制御の様態を示すものとして、これまでの非公式専門家会合では、有意の (meaningful) に代わる限定詞として、例えばappropriate, effectiveといった文言も提案されている²⁸。もっとも、他の国際法分野の事例を見ると、例えば、国家責任法分野では、こうしたcontrolの様態について国際司法裁判所 (ICJ) がニカラグア事件において判示したeffective

²⁴ Reaching Critical Will, Vol.3, No.2, 12 April 2016, p.1.

²⁵ Human Rights Watch, Killer Robots and the concept of Meaningful Human control, pp.1-16.

²⁶ Michael C. Horowitz and Paul Scharre, Meaningful Human Control in weapon systems: a primer, 2015, pp.4-8.

²⁷ 浅田正彦「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (一)」『国際法外交雑誌』第92巻6号 (672) 18頁。

この関連で同論説に言及されている「行政的管理 (administrative control)」（核兵器を警備する要員が統制に服すること）やそれに対するものとして言及される「運用的管理 (operational control)」（核兵器の発射コード等の発射手続に関する技術的な能力）もLAWSにおける管理の問題を考える上で同様に解しうるものである。

²⁸ CCW Doc. CCW/CONF.V/WP.3, 26 September 2016, p.7.

controlの基準²⁹と旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) によるタジッチ事件の判示したover all controlの基準の差異が広く知られているものの³⁰、これまでの非公式専門家会合ではこのような制御 (control) の概念を巡る先例との対比を含めた十分な議論が行われるに至っていない。ちなみに、この論点は人による有意の制御の検討に関連するのみならず、将来LAWSが何らかの国際的不法行為を引き起こす場合の国家責任の帰属問題にも関連しうるものである。

更に、国際刑事法の事例として、国際刑事裁判所 (ICC) 規程第28条の規定する指揮官その他上官の責任との関係で、同条 (a) が「軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動するものは、その実質的な指揮及び管理の下にある軍隊」を対象としている事例がある。また、ICC規程改正により導入された侵略の罪につき、同規程第8条2項2は「国の政治的または軍事的行動を、実質的に管理を行うかまたは指示する地位にある者による」と規定しており、これらの条文では「実質的に (又は実効的に) 管理を行う」行為の実効性 (effectiveness) が基準となっていることが窺われ、判例法上もルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) によるカイエシマ事件判決等においても実効的支配 (effective control) の概念が採用されていることと類似している³¹。

もっとこれらの比較事例でのcontrolの用語の使

用される文脈や状況が必ずしも同一でないため単純比較するのは適切でなく、それぞれの文脈を踏まえた上での検討材料の一助に過ぎない点には留意する必要があることは言うまでもない。今後LAWSについての作業上の定義の策定を目指した政府専門家会合で議論が行われる際には、このような軍縮条約等における兵器等の管理 (control) や関連する他の国際法分野の先例を参考にしつつ、人による有意の制御 (Meaningful Human Control) の概念を精緻化させた上で、自律性の概念と併せてCCW締約国間で共通理解の形成を図る必要がある。

5. 新たな兵器の合法性審査

LAWSのような新たな軍事技術を活用した兵器の問題と関連して脚光を浴びているのが、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第36条の規定する新たな兵器の合法性審査制度である。新たな兵器の問題は以前から議論されており³²、これまでもCCWの関連では失明をもたらすレーザー兵器議定書が議論される際に取り上げられている³³。新たな兵器の評価の実施方法については、基準を提唱するもの³⁴、適用される国際法を列挙した上で、新たな兵器の合法性評価を提唱するもの³⁵があげられるものの、基本的には適用可能な法 (applicable law) を念頭においた

²⁹ Military and Paramilitary Activities in und against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America) . Merits, Judgment. ICJ Reports 1986, p. 65, para. 115.

ニカラグア事件 (本案) ICJ判決では、For this conduct to give rise to legal responsibility of the United States, it would in principle have to be proved that that State had effective control of the military or paramilitary operations in the course of which the alleged violations were committed.として、実効的支配の基準が示されている。

³⁰ The Prosecutor v. Duško Tadic, (IT-94-I-T) , 15 July 1999, p.56, para. 131.

他方、タジッチ事件 (本案) ICTY判決では、In order to attribute the acts of a military or paramilitary group to a State, it must be proved that the State wields overall control over the group, not only by equipping and financing the group, but also by coordinating or helping in the general planning of its military activity.として、全般的支配の基準が示されている。

³¹ The Prosecutor v. Kayishema et al. (ICTR-95-I) , 1 June 2001, p.87, para. 229.

カイエシマ事件ICTR判決では、the principle of command responsibility must only apply to those superiors who exercise effective control over their subordinates. (以下略) とされており、実効的支配の基準が確認されている。

³² 浅田正彦「国際法における新兵器の取扱い」『世界法年報』1987 卷 (1987) 7 号17-34頁。

同論考は19世紀中葉以降の国際法による兵器の使用規制につき、実体的規則においては規制が困難である新たな兵器も国際的な手続を通じる場合には効果的に取り扱われうると結論付ける。

³³ 岩本誠吾「「新」兵器の使用規制——レーザー兵器を素材として」『武力紛争の国際法』(東進堂), 2004年, 387-391頁。

³⁴ William Boothby, Weapons and the Law of Armed Conflict, OUP, 2009, p.345.

Boothbyは過度の傷害及び無用の苦痛を与えない、自然環境に広範な長期的かつ深刻な影響を与えない、軍民標的区別原則の遵守 (即ち、無差別兵器でないこと)、兵器の使用を禁止・厳格な使用を義務付ける条約又は慣習法の遵守を提唱している。これは第一追加議定書第35条に規定される戦闘の方法及び手段に係る一般原則及び同48条の規定する文民たる住民に対する敵対行為の影響からの文民保護の規定を裏付けるものである。

³⁵ Stuart Casey-Maslen, Abi Dymond and Neil Corney, The review of weapons under international humanitarian and human rights law, Weapons under International Human Rights Law, CUP, 2014, pp.418-422.

評価基準である。この問題に関連する多くの先行研究は2006年ICRC合法性審査ガイドラインに言及しており³⁶、新たな兵器に係る合法性の評価メカニズムは現行の国際法に違反する新兵器の導入を事前に防止する予防措置として機能しうるものである。

しかしながら問題は、同規定が「締約国は、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは方法の研究、開発、取得又は採用に当たり、その使用がこの議定書又は当該締約国に適用される他の国際法の諸規則により一定の場合又はすべての場合に禁止されているか否かを決定する義務を負う。」とするのみであり、実際にどのような評価を行うかについての基準等については具体的に明示しておらず、その評価には各締約国の裁量の幅が大きいの問題点がある。このような問題意識もあり、これまでの会合でも主要国における評価手法についてのベスト・プラクティス集を作成することが有益であるとの見解も表明されていることから、2017年末にSIPRIは主要国における国家実行をまとめた政策ペーパーを発表している³⁷。このような次第もあり、今後のLAWS専門家会合等の機会に併せて新たな兵器の合法性審査制度の実効的な実施を念頭に置いた検討が進められ、ICRCも2006年ICRC合法性審査ガイドラインの改定作業を進めている由であり、近い将来にその成果が発表されることが期待される。

6. 結びにかえて

最後に今後の見通しについてであるが、筆者がこれまで3回の非公式専門家会合のうち2回、政府専門家会合を1回の合計3回、現場で会議を傍聴して率直に感じたのは、LAWS問題の難易度の高さである。手続面でも全ての意思決定がコンセンサスで行われる一般合意の形成が容易でないとのCCW関連フォーラム特有の要因もさることながら、実質事項

について本稿で取り上げたように定義問題やその背景にある自律性の概念や人による有意の制御の概念について共通理解が形成されるまで、更に時間を要すると思われる。

ちなみに今回の政府専門家会合の議長国インドは知的財産権関係の論点も含めた野心的な作業文書を用意していたものの³⁸、LAWSに関連し得る新たな技術の多くは軍事・民生用の双方に関係するデュアル技術であるため、その知的財産権の保護は重要であるにもかかわらず、殆ど議論されることはなかったのは残念である。他方で国際人道法がすべての兵器に適用されることが改めて確認され、更にLAWSの開発・使用可能性も含めて国際人道法が適用されることが確認されたことは特筆すべきであると思われる³⁹。

今回の政府専門家会合では、これまで非公式専門家会合の議長を務めたドイツ及びフランスが共同で作業文書を提出し⁴⁰、先ずは政治宣言を目指して、次いで行動規範の策定を目指すとするものであるが、これは着地点のなかなか見えないLAWS問題の検討の落としどころを探る試みのようにも筆者には思えた。他方で、非同盟諸国（NAM）が会期後半に非公式協議を行い取り纏めた作業文書においては、この政府専門家会合プロセスがあくまでも法的拘束力のある文書を目指すものであり⁴¹、この方針は当然のことながら殺人口ロボット・キャンペーン等市民団体からは支持を得ることが確実な方向性のものである。2017年の政府専門家会合は4月及び8月に合計10日間に亘り開催される予定であり、その最終成果物として法的拘束力を有する附属議定書を目指すのか、または政治宣言等のソフト・ローを目指すのか、LAWS問題を巡って綱引き状態が今後とも継続する可能性が高く、予断を許さない状況が当分続くものと思われる。

³⁶ A Guide to the Legal Review of New Weapons, Means and Methods of Warfare, ICRC, 2007, pp.1-34.

³⁷ Article 36 reviews: Dealing with the challenges posed by emerging technologies, SIPRI, 2017, pp.1-27.

³⁸ CCW Doc. CCW/GGE.1/2017/WP.1.4 September 2017, pp.1-3

³⁹ CCW Doc. CCW/GGE.1/2017/3, 20 November 2017, p.4, para 16.

⁴⁰ CCW Doc. CCW/GGE.1/2017/WP.9, 7 November 2017, pp.1-4.

⁴¹ CCW Doc. CCW/GGE.1/2017/WP.10, 13 November 2017, pp.1-2.